

2023年2月27日

リ・ジェネレーション株式会社 御中

東京都台東区上野1丁目15番3号  
株式会社ナガホリ  
代表取締役社長 長堀 慶太

### 臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書

前略 当社が貴社に対して交付した2月8日付け「質問状」に対して、当社は、2月20日、貴社の代理人より同日付け「回答書兼反論書」（以下「**臨時株主総会に関する回答書**」といいます。）を受領致しましたが、当該回答書には、当社からの質問に対して回答できないことを理由とする、ないし、回答を避ける意図でもあつてか、複数の「逆質問」が記載されています。当社としては、貴社の姿勢は、本日お送りする「臨時株主総会に関する追加質問状（1）」記載のとおり、極めて遺憾であると申し上げざるを得ませんが、これらの当社に対する質問のうち一定のものについては、2023年3月16日開催予定の当社臨時株主総会（以下「**本臨時株主総会**」といいます。）における各議案の審議に際しての株主の皆様のご判断にも資するものと思われまますので、これらの当社宛て質問に対しても、以下に回答致します。但し、当社の2022年11月4日付け質問状（10）でも記載しているとおおり、貴社が「未回答」であると指摘している事項については、一部貴社の望む内容ではないのかもしれませんが、既に当社が回答済みのももありますので、回答は必要な範囲にとどめておりますので、予めご承知おきください。

以下、特に断りのない限り、当社のこれまでの書面にして使用した略語を本書面においてもそのまま使用させていただきます。

なお、本書面につきましては、本臨時株主総会までに時間が限られていることに鑑み、引き続き、ファクシミリにて送信した書面を正式書面とさせていただきます。

#### （1）「従前からの当社から貴社に対する質問事項」について

- ① 「貴社が、当社が指摘する以前から作成していたと強弁され続けている中期経営計画が、真実、当社が指摘する以前から作成されていたことを証明する客観的な事実（裁判手続でも申し上げたとおり、決議された取締役会の日付等の事実）をお示しいただくこと」

ご指摘の（対外的な公表を予定していない社内用の）中期経営計画が決議された取

締役会は、2022年3月30日に開催されております。

なお、貴社は、当社が2022年9月29日に公表した中期経営計画「The next Growth」について、従前からひたすら、その内容面ではなく、それが上記公表まで開示されていなかったことを以て、当社が社内管理用に中期経営計画を策定することすらしていなかった等と虚偽の主張を続けていますが、当社が繰り返し説明しているとおりに、かかる主張は事実と反するものです。この点については、貴社のウェブサイトに掲載されている資料上にも「公表を求められてから急遽、中期経営計画書を作成したと疑われても仕方のない対応」などの同趣旨の記載がありますが、当該掲載資料は、貴社による委任状勧誘に用いられるものと推察されるところ、誤導的表現を用いることは、委任状勧誘規制上も問題がありますので、直ちに撤回されるとともに、上記資料上の記載を修正すべきです。この点、修正を強く要請致します。

また、貴社は、中期経営計画の「開示」に拘泥していますが、中期経営計画を開示している上場会社は、全上場会社の半数に留まる（当社が上場しているスタンダード市場では、4割に満たない）との第三者調査機関による統計もあり、開示をするか否かは、各企業の経営判断であるとともに、「開示がない」ことが「存在しない」ことを意味しないことも明らかです。

- ② 「仲庭時計店において先行する複数の不祥事が発生していたにもかかわらず、どうして貴社リリースにおける不祥事④の原因として記載されているような内部統制の著しい不備（「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」）がそのまま放置されてしまっていたのか」

この点は、既に当社の2022年11月4日付け質問状（10）の中でもご回答しており、かつ、本臨時株主総会招集通知にも、外部の弁護士が作成した「株式会社仲庭時計店の不正事案に係る報告要旨」を「別紙」として添付しているところですが、同報告要旨にも記載されているとおり、仲庭時計店では、不正事案①及び②発覚後、種々の改善策を講じましたが、本件は、外部の者の関与もあり、改善策をすり抜ける形で発生してしまったものです。仲庭時計店は、当社と協議の上で、棚卸の頻度をさらに上げるとともに、日々の商品管理を徹底させること、社員教育の強化を行うことで改善を図っております。

また、同報告要旨の「当社の対応に関する評価」の「子会社経営陣の責任追及」の箇所においても、「不正事案④は不正事案①及び②発覚後の再発防止策を踏まえ、慎重に棚卸しを行う中で顕在化した事件であり、その対応は評価できる」と記載されていることも、念のため申し添えます。

- ③ 「貴社が回答を拒否された上記各不祥事における個別の損害額（弁護士費用等の解決

に要した費用を含みます。)」

この点も、既にも上記質問状（10）の中でご回答したとおり、上記不正事案に係る会計処理についても、当社監査法人に事案を説明しており、当社監査法人は、その処理も含めて、当社の連結・単体の財務諸表に関して無限定適正意見を表明しているものであって、当社としては、適切に会計処理を行ったものと認識しており、個別の損害額の開示までは法令上も不要と考えております。

- ④ 「貴社が仲庭時計店の業績悪化の理由としてご説明されていた「複数の突発的な要因」について、（大口取引先の営業方針の大幅な転換及び上記不祥事以外の）突発的な事象の具体的な内容」

事業運営効率化の観点からグループ内事業再編を含むM&Aを実施し、また、上記大口取引先の営業方針の大幅な転換に伴う売上高の減少や輸入ブランド時計メーカーとの契約が終了したほかは、特段ございません。

## （2）「当社提案の取締役候補者に関する質問事項を求める趣旨」について

ここでのご質問は、結局のところは、「どうして、『今回に限り』また『当社推薦の取締役候補者に限り』、詳細な事実の確認ないし株主への情報開示を求めているのか、その理由をご説明ください。」というものに尽きると理解しておりますが、この点は、本日別途お送りする「臨時株主総会に関する追加質問状（1）」1の冒頭で回答しているとおります。

なお、当社長沢取締役の選任議案について、貴社は、

「同氏が代表社員を務める長沢伸也合同会社と貴社とは選任前の2022年1月から6月まで『ブランドアドバイザー契約』を締結されていたものの、『主要な取引先に該当するものではなく』というあまりにも当然過ぎる一言のみ記載して『特別な利害関係はありません。』と結論付けられておられますが、2022年1月において、わざわざ当該契約を締結するに至った理由・経緯や、契約内容・契約条件の詳細は一切明かされておらず、また、ラグジュアリーブランドの研究者であることが、どうして『業務執行における適切な監督を期待』できるのか、といった点についても説明がなされているとは到底いえません。」

と主張されていますが、まず、長沢氏と当社との間に「特別な利害関係」が存しない理由は、「特別な利害関係」とは、一般に競業会社の役員であることや、会社との間に重要な取引関係・貸借関係・係争等があること等と解されているところ（弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則 [第3版]』（商事法務、2021）

400頁など)、当該アドバイザー契約上の支払報酬額が少額であって「特別な利害関係」には該当しないと解されるからです。

また、ラグジュアリーブランドの研究者であることがどうして「業務執行における適切な監督を期待」できるのかについても、選任理由全体を見て頂ければ自ずと明らかかと存じますが、長沢氏は、日本におけるラグジュアリーブランド研究の第一人者であって、ジュエリー業界におけるブランディング戦略について幅広く深い造詣を有していることから、宝飾品販売事業を営んでいるためにブランド価値の向上が企業価値の向上に直結する当社のブランディング戦略を中心に、客観的・専門的な視点で、当社の企業価値の向上に向けた経営戦略や経営計画その他の各種施策の妥当性や要改善点等につき適切な監督を行うことが期待できるものと考えております。

### (3)「貴社提案の取締役候補者に関する質問」について

当社は、かねてから女性役員の登用を前向きに検討しており、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会における貴社代表者からの質問に対する回答や、2022年9月29日付けプレスリリースにより公表した中期経営計画「To the next Growth」でも、その旨既に表明していたところです。そのため、当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索して参りましたが、複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補者とする旨決定いたしました。

なお、当社としては、社外取締役候補者を選定するに当たっては、当社取締役会全体としてのスキルセット、多様性の確保、会議体としての適切な規模感等を念頭に置いた上で、そのスキル、バックグラウンドその他の経験、人格識見が当社取締役会に必要とされているかという点こそが何よりも重要であると考えております。然るに、当社としては、かねてより、女性役員の登用という面に加えて、貴社ご指摘の仲庭時計店における不祥事案などを踏まえてグループ内部統制及びグループとしてのコンプライアンスの強化が課題であったところ、そのような観点から最適な候補者として洲桃氏を選定したものです。

付言いたしますと、洲桃氏が、貴社らによる当社株式の大量買集め（以下「**本件大量買集め**」といいます。）に際して当社が起用したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所にかつて籍を置いていた点については、独立性の見地から慎重に検討いたしました。①西村あさひ法律事務所はそもそも当社の顧問法律事務所ではなく、本件大量買集めより以前には、当社から同事務所に対する案件依頼の実績は全くないことに加えて、②洲桃氏自身も、8年以上前の2015年1月には同事務所を退所されて自ら「すもも法律事務所」を開設されており、③両事務所との間には（洲桃氏以外には）人的交流もなく、④西村あさひ法律事務所から洲桃氏に対する案件等の紹介も、洲桃氏の退所以降、家族法関係を中心に年に1～2件程度と少数にとどま

っているとの説明を同事務所と洲桃氏の双方から説明を受けておりますので、独立性については問題ないものと判断した次第です。洲桃氏の独立性に問題がないことは、東京証券取引所が公表している「独立役員の確保に係る実務上の留意事項（2022年9月版）」の「3. 独立性に関する判断について（2）独立性基準について」に記載されている独立性基準や一般社団法人日本取締役協会が公表し、現在、多くの上場会社が依拠している「取締役会規則における独立取締役の選任基準〔モデル〕」、さらには、ニューヨーク証券取引所の上場規則に定められている独立性判定基準<sup>1</sup>に照らしても明らかであって、仮に西村あさひ法律事務所を当社の現在における「取引先」と捉えたとしても、同事務所を8年以上前に退所している洲桃氏の独立性には疑義が生じる余地がないことは明白です。

なお、上記のとおり、洲桃氏は8年以上前の2015年1月には西村あさひ法律事務所を退職されているにもかかわらず、貴社のウェブサイト<sup>2</sup>に掲載されている「株式会社ナガホリ再建・再生のために」<sup>3</sup>において、当初、「アドバイザーである西村あさひ法律事務所より、取締役1名（候補者：洲桃麻由子）を選任」と記載し、あたかも洲桃氏が現在も西村あさひ法律事務所に在籍しているかのように記載していたことは、明らかに事実と反する記載であり、委任状勧誘規制上も問題であると考えられます（金融商品取引法施行令36条の4参照）。

この点については、貴社は、当社からの修正を求める抗議を受け、現在貴社のウェブサイトに掲載されている資料上は、「アドバイザーである西村あさひ法律事務所 出身者より、取締役1名（候補者：洲桃麻由子）を選任」と記載が修正されたものと理解しておりますが、意図的に事実と反する記載（しかも洲桃氏の独立性について誤った情報により疑念を生じさせるよう誤導する記載）を行っていたにもかかわらず、当社から抗議を受けたために修正した旨の説明や謝罪もなく、資料の差し替えを行っていることは、それ自体、株主の皆様を欺く行為であって、極めて不誠実な対応と言わざるを得ず、真に遺憾です。今後このような不当な委任状勧誘をすることのないよ

<sup>1</sup> The New York Stock Exchange, NYSE Listed Company Manual 303A.02: Independence Tests 参照

<sup>2</sup> [http://www.re-generation.jp/pdf/rinjikabunusisoukai\\_setumei.pdf](http://www.re-generation.jp/pdf/rinjikabunusisoukai_setumei.pdf) 参照。

<sup>3</sup> なお、本年2月22日付けで貴社代理人に当社代理人からファクシミリでご連絡差し上げているとおり、当該資料は、貴社が申し立てた臨時株主総会開催許可申立事件の第2回審問期日での確認事項に違反し、当社の商標として登録されている「NAGAHORI」のロゴを使用するものです。また、同審問期日においては、ロゴの使用禁止以外にも「誤導的な方法」をしないことも確認されていたところ、上記資料は、当社のコーポレートカラーを利用しており、あたかも当社作成の資料であるかのような外観作出を目論んでいると言わざるを得ません。当該資料（以下「旧版資料」といいます。）については、当社代理人からの申し入れを受けて、貴社のウェブサイトに貼られていたリンクは削除されているようですが、上記アドレスに飛ぶと、まだ同様に当社のロゴ及びコーポレートカラーが利用された資料が掲載されているようです。このため、改めて旧版資料の公表を取り止めるよう申し入れるとともに、総会検査役にも報告すべき事項であると考えますので、旧版資料を告知（URLの案内を含みます。）あるいはPDF配布した株主がいるのであれば、当該株主との関係性や経緯を全てご説明ください。

う厳にご留意ください。

#### (4)「アドバイザー費用の点について」

これまでも度々ご回答しているとおり、当社は、法令及び上場規則に基づき開示が必要となる事項については、外部専門家への依頼の費用負担も含め適時・適切に開示を行って参る所存です。なお、2023年3月期第2四半期及び第3四半期において、親会社株主に帰属する四半期純利益が赤字となったのは、主として、貴社らが、十分な情報を開示しないまま、当社株式を短期且つ大量に買い集めたことに対応せざるを得なくなり、当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「**本件対応方針**」といいます。）を導入する等せざるを得なくなったことに伴うアドバイザー費用の支出という不測の要因によるものであって、むしろ貴社らの行動を原因として支出を余儀なくされたものです。

ちなみに、貴社はアドバイザー費用の点を繰り返し論難されていますが、①そもそも**本件対応方針**は、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において、出席株主の総議決権の**63.5%の賛成**で承認されたものであって、本件対応方針に基づいた支出は、結局のところ、貴社及び貴社との関係が疑われる者を除いた当社株主の皆様の大数の承認の下に支出されているものであり、②本件対応方針においては、それが当社の現経営陣の保身に用いられることがないよう、2022年4月20日付けで当社が設置した独立社外取締役及び独立社外監査役から成る独立委員会の勧告を最大限尊重すべきこと等、当社経営陣による恣意的判断を排除するための仕組みが整えられており、③本件対応方針は、貴社及び貴社との関係が疑われる者による当社株式の大量買集めに対する対応として導入されているところ、貴社に限らず、貴社と同時期に当社株式を大量に取得された株主への対応によって生じた費用は、当然ながら本件対応方針に従った支出であって、これについて貴社が云々されるのは（貴社がそれら他の株主と連携等されていないのであれば）不可解な話というほかありません。

また、④**当社は、2022年8月にマイルストーンマネジメント株式会社（以下「マイルストーン」という。）から大規模買付行為等趣旨説明書が提出されたことから、（取締役会評価期間が終了する直前に）その大規模買付行為等が撤回されるまで、本件対応方針に従った対応を行っていたのであって、当社に生じているアドバイザー費用には、その支出も含まれています。そもそも、貴社自身すら、マイルストーンによる大規模買付行為等が撤回されるまでは、「貴社におかれてはくれぐれも慎重に吟味の上、マイルストーンマネジメントが企図する大規模買付行為等へ対応されるようご注意ください」（貴社の2022年8月15日付け「要望書（マイルストーンマネジメントの件）」参照）と述べていたにも拘らず、マイルストーンにより大規模買付行為等が撤回されるや否や、当該大規模買付行為等への対応のために要した**

費用についても貴社が論難するに至っていることは、貴社とマイルストーンとの間には何らかの関係や意思の連絡があったのではないかとの疑念を深めるものといわざるを得ません。

#### (5)「株式取扱規程の開示を拒否される理由」について

まず、2023年2月8日付けで当社代理人から貴社代理人宛てにファクシミリでご連絡差し上げたとおり、当社としては、正当な株式取扱規程の閲覧謄写請求については、これに応じることは吝かではありません。しかしながら、同日付け上記請求書によれば、閲覧謄写の目的については、同月2日夕刻に貴社代理人より受信した同名の請求書面と同様に、引き続き、貴社が行う予定の委任状勧誘及び3月16日に開催予定の臨時株主総会本番に向けて、当社内部で策定済みの必要な諸手続の内容を確認される必要があるとされておりますが、当社としては、株式取扱規程には関連する規定はないと考えるため、同月3日付けの当社代理人からのファクシミリによるご連絡にも記載致しましたとおり、何故、委任状勧誘と株主総会に向けて、株式取扱規程の閲覧謄写が必要であるのかが明らかではないと考えております。

また、この点に関しては、貴社は、「株式取扱規程において上記必要書類ないし手続に関する記載が一切なかったとしても、一切ないこと自体並びにその他の少数株主権の行使に関する事項の有無及び内容を確認する必要性もございます」などとされておりますが、裁判所にも関与して頂き、且つ、総会検査役も選任され、代理人弁護士が関与して双方不意打ち的なことなく適切な株主総会を開催しようとしている中で、記載がないことの確認をされる必要があるとされる理由は明らかではなく、「その他の少数株主権の行使に関する事項の有無及び内容」という記載もまったく具体的な必要性が示されておらず、証拠漁りを目的とされているのではないかとの疑いすら抱かざるを得ません。

このため、貴社として、当該目的が正当なものであるとするならば、上記の事情も踏まえて、改めて閲覧謄写目的のご説明をお願い致します。

なお、貴社が委任状勧誘にあたり、どのような手続を確認したいのか、例えば議決権の代理行使に必要な添付書類を確認したい等の具体的な質問を明確にして頂ければ、昨年6月に開催した定時株主総会の際と同様に、且つ、既にご回答しているように、必要な範囲で質問には回答致します（なお、委任状に添付して頂く必要がある本人確認書類に関しては、招集通知でもご案内しておりますので、その内容もご参照ください。）。

また、「実際に多くの上場企業が自社のホームページ等において公表しているところ」と記載されておりますが、全国株懇連合会が2022年10月に公表した「2

022年度全株懇調査報告書～株主総会等に関する実態調査集計表」<sup>4</sup>44頁によれば、自社のホームページに株式取扱規程を掲載している会社は315社に留まり、回答会社1603社のうちの19.7%に留まるようですので、この点、念のためご指摘申し上げます。

草々

---

<sup>4</sup> [https://www.kabukon.tokyo/data/data/research/research\\_2022.pdf](https://www.kabukon.tokyo/data/data/research/research_2022.pdf) 参照。